

空気清浄機の申請をご検討されている申請者様へ

空気中の新型コロナウイルス対策等は厚生労働省、商品表示・商品選択等については消費者庁から注意喚起等がなされております。本事業に申請する機器等の検討に当たりましては、必ずこうした注意喚起をご確認くださいませうお願いいたします。

【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症 空気中のウイルス対策・空間噴霧等について

U R L https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

【消費者庁】 新型コロナウイルスに対する予防効果を標榜する商品表示等について

U R L <https://www.caa.go.jp/notice/entry/023162/>

【消費者庁】 景品表示法に基づく措置命令等について

U R L https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/release/2021/

二酸化炭素濃度測定器の申請をご検討されている申請者様へ

新型コロナウイルス感染症防止対策として「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための有効な方法の一つとして、二酸化炭素濃度測定器を用いた測定があります。このことについて、経済産業省から二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドラインが策定されております。

本事業に申請する機器等の検討に当たりましては、必ずご確認くださいませよう願いたします。

- ・【経済産業省】二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドラインを策定しました

URL <https://www.meti.go.jp/press/2021/11/20211101002/20211101002.html>

抗原定性検査キットをご検討されている申請者様へ

本助成事業におきましては、業種別ガイドラインに記載がなくても、国の承認を得た体外診断用医薬品である医療用の抗原定性検査キットをご申請いただけます。

ただし、抗原定性検査キットにつきましては、以下のとおり、厚生労働省及び消費者庁から、注意喚起がされております。「研究用」として市販されている抗原定性検査キットは国が承認した体外診断用医薬品ではなく、助成対象外となりますのでご注意くださいますようお願いいたします。

【消費者庁】 新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

URL <https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/>

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210326_02.pdf



新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

研究用抗原検査キット及び抗体検査キットについては、国が認めた体外診断用医薬品ではありません。そのため、自己判断で新型コロナウイルス感染の有無を調べる目的で使用しないようにしてください。新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診相談センター又は医療機関に相談してください。

市販されている研究用抗原検査キット及び抗体検査キットは、国が認めた体外診断用医薬品ではありません。ご注意ください!!

COVID-19 研究用抗原検査キット (検体: 鼻咽頭ぬぐい液、唾液等)

COVID-19 抗体検査キット (検体: 血液)

消費者庁 厚生労働省